

令和4年2月4日

公立小中学校保護者のみなさまへ

泉佐野市教育委員会

児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応の変更について
(お知らせ)

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、これまでも、児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認された場合は、泉佐野保健所や学校医とも連携しながら対応を進めてきたところです。

現在の感染拡大の状況をふまえ、以前の緊急事態宣言期間中と同様に、学校において罹患していることが確認された場合は、保健所等が示す基準※【同居家族、感染防護策（マスク・飛沫防護手段・換気）がない場合で1m以内15分以上接触のあった者（食事・喫煙・車の同乗等）】をもとに、学校が主体的に接触状況等を確認の上、校内の濃厚接触者の候補者を特定し、作成したリストを保健所に提出して共有することとなりました。※【学校からお伝えした濃厚接触者（児童生徒）の待機期間については、7日間になりました。】

つきましては、大阪府個人情報保護条例及び泉佐野市個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供することとなりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、この度、大阪府健康医療部から濃厚接触の判断や対応方法について公表され、濃厚接触者の特定の迅速化が図られることから、臨時休業の範囲や条件について、以下のとおり変更します。

- 直近3日間の陽性者及び濃厚接触者が学級において複数（15%程度）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。
- 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業とする。

(注) 学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合がある。学校全体の臨時休業についても同様。

【風評被害が生じないように】

- ① 誰にも感染症に罹患する可能性があります。臨時休業の際、風評等により、罹患した人及び濃厚接触者、接触者等の人権が侵害されることのないように、くれぐれもご配慮をお願いします。
- ② 新型コロナウイルス感染に対する不安やおそれを払拭し感染拡大を防止するためには、プライバシーに最大限配慮したうえで感染に係る情報を提供する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○ 平時の感染症対応について

これまで同様に健康状態の確認を行っていただき、いつもと違う状態や症状を確認された場合は、かかりつけ医や以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症り患の疑いが生じた場合は、学校へもご連絡ください。

【府民向け相談窓口】 ※ 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

専用電話 06-6944-8197 FAX 06-6944-7579

【新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】 ※ 土日祝を含めた終日連絡が可能

電話 06-7166-9911 FAX 06-6944-7579